

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁23、24行目「殺害の時点で財物奪取の意思がないため、殺害行為と占有取得行為を一連の行為として一体化するための意思的要素を欠く」とあるが、自己の致死行為による被害者の占有侵害という結果を利用する意思に基づいて、致死行為のうち占有侵害行為の部分と財物取得行為を一体として社会通念上一個の行為にとらえれば、意思的要素を満たすのではないか。
- 10 2. 人を殺害し、その結果として、被害者の占有を失わせておきながら、それを領得する行為が落し物を拾う行為と同じ行為と同じ評価にしかならないのはあまりにも不合理ではないか。

以上